

受理官庁 E S	スペイン特許商標庁	附属書 C E S
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	スペイン	
国際出願の作成に用いることができる言語	スペイン語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	スペイン語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ²	認める ³	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はスペイン特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁又はスペイン特許商標庁	

[次頁に続く]

- 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（PCT規則12.3）。
- 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 関連する受理官庁の通告については、PCT公報 No. 3/2004、1732頁以降を参照。

E S	スペイン特許商標庁 (続き)	E S
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 75	
国際出願手数料	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 又は (ES) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 29.98	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	－オンライン請求の場合： EUR 89.55 －紙形式による請求の場合： EUR 105.35	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要, 出願人がスペイン又は欧州連合の他のいずれかの国に居住している場合 要, 出願人が欧州連合加盟国の非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁が保持する名簿に登載されている弁理士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個 ⁴ の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している ⁴	
別個 ⁴ の委任状が要求される特別の状況	代理人が行為する資格について合理的な疑義がある時, 並びに代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていない者を選任した時, 又はその者が書類を提出した時	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している ⁴	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人が行為する資格について合理的な疑義がある時, 並びに代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていない者を選任した時, 又はその者が書類を提出した時	

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4; 国際段階の11.048項も参照), 委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。